

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p>1. 目的</p> <p>建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の更なる週休2日促進に向け、建設現場における<b>月単位</b>の週休2日の実現に向けた取り組みを実施する。</p>	<p>1. 目的</p> <p>建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の更なる週休2日促進に向け、建設現場における<b>完全週休2日（土日）</b>の実現に向けた取り組みを実施する。</p>	
<p>2. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、原則すべての工事を対象に、<b>月単位</b>の週休2日工事（<b>発注者指定方式</b>）とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、<b>月単位</b>の週休2日工事（<b>受注者希望方式</b>）で発注することができる。</p> <p>なお、<b>月単位</b>の週休2日工事とは<b>発注者指定方式又は受注者希望方式に係わず</b>、通期の週休2日工事が前提となる。</p> <p>社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和7年2月13日付け土技第1371号）に基づき、技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。</p>	<p>2. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、原則すべての工事を対象に、<b>完全週休2日工事（土日）Ⅰ型</b>とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、<b>完全週休2日工事（土日）Ⅱ型</b>で発注することができる。</p> <p>なお、<b>完全週休2日工事（土日）Ⅰ型</b>とは<b>月単位</b>の<b>週休2日が前提となり</b>、<b>完全週休2日（土日）Ⅱ型</b>とは通期の週休2日工事が前提となる。</p> <p>社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和7年6月24日付け土技第422号）に基づき、技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。</p>	<p>・国に合わせ対象工事を修正。</p>

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p>3. 発注方式</p> <p>(1) 発注者指定方式 発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）</p> <p>(2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</p>	<p>3. 発注方式</p> <p>(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型 受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）</p> <p>(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型 受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）</p>	<p>・国に合わせて発注方式を修正。</p>
<p>4. 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>月単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>～中略～</p>	<p>4. 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</p> <p>月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>～中略～</p>	<p>・国に合わせて完全週休2日工事（土日）の定義を追記</p>

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p><del>（4）4週8休</del></p> <p><del>月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</del></p> <p><del>通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。</del></p> <p><del>なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</del></p>		<p>・国に合わせ4週8休の定義削除。</p>
	<p>5. 週休2日の達成判断</p> <p>①完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</p> <p>受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉</p>	<p>・国に合わせ週休2日の達成判断を追記。</p>

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
	<p style="color: red;">所を行うものとする。</p> <p style="color: red;">また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行ってれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。</p> <p style="color: red;">②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。</p> <p style="color: red;">③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。</p> <p style="color: red;">④なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	
<p><b>5. 積算方法</b></p> <p>（1）補正係数</p> <p>週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p>	<p><b>6. 積算方法</b></p> <p>（1）補正係数</p> <p>週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="color: red;"><b>【完全週休2日（土日）適用工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">・ 労務費                    1. 0 2</li> <li style="margin-bottom: 5px;">・ 共通仮設費率        1. 0 2</li> <li style="margin-bottom: 5px;">・ 現場管理費率        1. 0 3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号の繰下がり。</li> <li>・ 国に合わせ、補正率を修正。</li> </ul>

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p>【月単位の週休2日適用工事<del>（4週8休以上）</del>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1. 0 4</li> <li><del>・機械経費（賃料） 1. 0 2</del></li> <li>・共通仮設費率 1. 0 3</li> <li>・現場管理費率 1. 0 5</li> </ul> <p><del>【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・労務費 1. 0 2</del></li> <li><del>・機械経費（賃料） 1. 0 2</del></li> <li><del>・共通仮設費率 1. 0 2</del></li> <li><del>・現場管理費率 1. 0 3</del></li> </ul> <p>(2) 補正方法</p> <p>① 発注者指定方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、<b>月単位の週休2日に取り組む旨</b>を明記するとともに、<b>月単位の4週8休以上</b>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後に、<b>月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数</b>に変更するものとする。<b>通期の4週8休に満たないもの</b>については、<b>通期の週休2日の補正係数</b>を除いた変更を行うものとする。</p> <p>また、提出された工程表が<b>月単位の週休2日又は通</b></p>	<p>【月単位の週休2日適用工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1. 0 2</li> <li>・共通仮設費率 1. 0 1</li> <li>・現場管理費率 1. 0 2</li> </ul> <p>(2) 補正方法</p> <p>① <b>完全週休2日（土日）I型</b></p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、<b>受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）の取組について協議すること</b>を明記するとともに、<b>完全週休2日（土日）</b>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後に<b>完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数</b>に変更するものとし、<b>月単位の週休2日が未達成のもの</b>については、<b>月単位の週休2日の補正係数</b>を除し</p>	<p>・国に合わせ、補正方法を修正。</p>

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p>期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>② 受注者希望方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後に、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。</p> <p>また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週</p>	<p>た変更を行うものとする。</p> <p>また、提出された工程表が月単位の週休2日を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。</p> <p>② 完全週休2日（土日）Ⅱ型</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合について</p>	

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p>休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。</p>	<p>は、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、<b>完全週休2日（土日）</b>及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。</p>	
<p>6. 確認方法等</p>	<p>7. 確認方法等</p>	<p>・番号の繰下がり。</p>
<p>7. 対象工事である旨等の明示</p> <p>① 月単位の週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。</p> <p>② 工事契約後、週休2日<b>対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる</b>場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。</p>	<p>8. 対象工事である旨等の明示</p> <p>① 週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。</p> <p>② 工事契約後、<b>完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。</b></p>	<p>・番号の繰下がり。 ・国に合わせ文言の修正。</p>

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
8. 工事成績評定	9. 工事成績評定	
9. 入札公告記載例	10. 入札公告記載例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号の繰下がり。</li> <li>・文言の修正。</li> </ul>
<p>1 工事概要 - (13)その他 - 週休2日試行工事</p> <p>本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。</p>	<p><b>【完全週休2日（土日）Ⅰ型の場合】</b></p> <p>1 工事概要 - (13)その他 - 週休2日試行工事</p> <p>本工事は、受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）の試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。</p> <p><b>【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】</b></p> <p>1 工事概要 - (13)その他 - 週休2日試行工事</p> <p>本工事は、受注者が、完全週休2日（土日）および月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）の試行工事である。</p>	
10. 特記仕様書記載例	11. 特記仕様書記載例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号の繰下がり</li> <li>・文言の修正。</li> </ul>
<p>第〇条 発注者指定方式</p> <p>本工事は、月単位の週休2日に取り組む工事の対象である。</p>	<p>第〇条 完全週休2日（土日）Ⅰ型</p> <p>本工事は、受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）の試行工事である。</p> <p>完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行</p>	

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧 (令和7年2月13日付 土技第1369号)	新 (令和7年6月24日付 土技第441号)	備考
<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>「週休2日補正係数」については、<b>月単位の4週8休以上</b>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、<b>月単位の4週8休以上</b>に満たないものは、<b>通期の週休2日</b>の補正係数に変更するものとする。<b>通期の4週8休</b>に満たないものについては、<b>通期の週休2日</b>の補正係数も除した変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p style="text-align: center;">月単位の週休2日補正係数</p> <p>対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合</p> <p>①労務費 1.04、②<b>機械経費 (賃料) 1.02</b>、③<b>共通仮設費率 1.03</b>、④<b>現場管理費率 1.05</b></p> <p>—<b>通期の週休2日補正係数</b></p>	<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>「週休2日補正係数」については、<b>完全週休2日 (土日)</b>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、<b>完全週休2日 (土日)</b>に満たないものは、<b>月単位の週休2日</b>の補正係数に変更するものとする。<b>月単位の週休2日</b>に満たないものについては、<b>月単位の週休2日</b>の補正係数も除した変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p style="text-align: center;"><b>完全週休2日 (土日) 補正係数</b></p> <p>対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合</p> <p>①<b>労務費 1.02</b>、②<b>共通仮設費率 1.02</b>、③<b>現場管理費率 1.03</b></p> <p style="text-align: center;">月単位の週休2日補正係数</p> <p>対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合</p> <p>①<b>労務費 1.02</b>、②<b>共通仮設費率 1.01</b>、③<b>現場管理費率 1.02</b></p>	

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1369号）	新（令和7年6月24日付 土技第441号）	備考
<p style="color: red;">対象期間内の現場閉所率が<del>28.5%（8日／28日）</del>以上の場合</p> <p style="color: red;">①労務費<del>1.02</del>、②機械経費（賃料）<del>1.02</del>、③共通仮設費率<del>1.02</del>、④現場管理費率<del>1.03</del></p> <p style="text-align: center;">～中略～</p>	<p style="text-align: center;">～中略～</p>	
<p><b>第〇条 受注者希望方式</b></p> <p>本工事は、<span style="color: red;">月単位の週休2日</span>に取り組む工事の対象である。受注者は工事着手前に発注者に対して<span style="color: red;">週休2日</span>に取り組む旨を協議するものとする。</p> <p>月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p>	<p><b>第〇条 完全週休2日（土日）Ⅱ型</b></p> <p>本工事は、<span style="color: red;">受注者が、完全週休2日（土日）</span>および月単位の<span style="color: red;">週休2日</span>の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（<span style="color: red;">通期の週休2日は必須</span>）の試行工事である。</p> <p><span style="color: red;">完全週休2日（土日）</span>とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</p> <p>月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><span style="color: red;">通期の週休2日</span>とは、対象期間において、<span style="color: red;">4週8休以上の現場閉所</span>を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p>	

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧 (令和7年2月13日付 土技第1369号)	新 (令和7年6月24日付 土技第441号)	備考
<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>「週休2日補正係数」については、<b>月単位の4週8休以上</b>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、<b>月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>月単位の週休2日補正係数 対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合① ①労務費1.042、②機械経費(賃料)1.02、③共通仮設費率1.03、④現場管理費率1.05 <b>通期の週休2日補正係数</b></p>	<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>「週休2日補正係数」については、<b>完全週休2日(土日)</b>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、<b>完全週休2日(土日)が未達成のもの又は完全週休2日(土日)を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p style="text-align: center;"><b>完全週休2日(土日)補正係数</b> 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合 ①労務費 1.02、②共通仮設費率 1.02、③現場管理費率 1.03</p> <p>月単位の週休2日補正係数 対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合 ①労務費1.02、②共通仮設費率1.01、③現場管理費率1.02</p>	

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧 (令和7年2月13日付 土技第1369号)	新 (令和7年6月24日付 土技第441号)	備考
<p style="color: red;">対象期間内の現場閉所率が<del>28.5%</del>(<del>8日/28日</del>)以上の場合</p> <p style="color: red;">①労務費<del>1.02</del>、②機械経費(賃料)<del>1.02</del>、③共通仮設費率<del>1.02</del>、④現場管理費率<del>1.03</del></p>		
<p><b>11. 留意事項</b></p> <p>週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、「土木工事における適正な工期設定指針について(通知)」(令和6年6月24日付け土技第384号)に基づき、適正に工期設定を行うこととする。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本要領は令和7年4月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。</li> <li>「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について(通知)」(令和6年6月24日付け土技第386号(以下「旧通知」という。))は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。</li> </ol>	<p><b>12. 留意事項</b></p> <p>週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、「土木工事における適正な工期設定指針について(通知)」(令和6年6月24日付け土技第384号)に基づき、適正に工期設定を行うこととする。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本要領は令和7年7月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。</li> <li>「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について(通知)」(令和7年2月13日付け土技第1369号(以下「旧通知」という。))は廃止する。ただし、令和7年6月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号の繰下がり</li> <li>・通知日の修正</li> </ul>